

墨田区監査委員公告第 5 号

令和 2 年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、墨田区長から別紙のとおり通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により公表する。

令和 2 年 11 月 25 日

墨田区監査委員	長谷川 昌 伸
同	寺 田 政 弘
同	井 尾 仁 志
同	大 越 勝 広

令和2年度財政援助団体等監査の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

指摘事項について

監査結果の内容	措置内容
<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 指定管理者に関するもの</p> <p>(ア) 指定管理者が区に提出した指定管理業務に係る歳入歳出予算書において、施設の保守点検費として計上した業務の一部について、実施されていないものがあつた。(一般財団法人墨田まちづくり公社、地域活動推進課)</p>	<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 指定管理者に関するもの</p> <p>(ア) 当該実施しなかった業務の経費について、指定管理者から区へ返還させることとした。</p> <p>区も施設管理者としての責任の下、協定書、覚書のみならず、協定書に基づき区に提出される歳入歳出予算書や同決算書等の内容について、確認を徹底する。</p>

令和2年度財政援助団体等監査の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(3) 監査委員意見</p> <p>今回、指摘事項とした事例は、指定管理者が協定書に基づき区に提出した当該年度の予算書に計上した業務の一部について、区との協議を行わないまま実施していなかったものであり、昨年監査においても類似の事例について指摘としたところである。区においては、昨年の監査結果を受け、「指定管理者に対する適切な指導・監督の徹底について」の依命通達が発出されているが、今回も指摘となる事例が確認された。</p> <p>現在、指定管理者制度は多くの施設において導入され、区政にとって欠くことのできないものとなっている。その制度の運用においては、区が直接施設を運営するよりも経費が節減できているということだけではなく、区民のニーズに対して多様で質の高いサービスを提供し、公の施設の設置目的である「住民福祉の増進」の一層の向上が図られているかも重要である。また、それら施設の運営の基本となるものとして協定書や覚書、要求水準書が存在しているほか、指定管理者からは事業計画書や予算書などが提出されている。その内容は順守されるべきものであり、それらの存在を蔑ろにしては、適正な施設運営は実現できないと考える。指定管理者には、自らの実施内容がこれらと適合しているかどうか常に確認していくことが求められ、一方、区においても、施設の設置者として指定管理者を監督す</p>	<p>(3) 監査委員意見</p> <p>昨年度の監査結果を受け、「指定管理者に対する適切な指導・監督の徹底について」依命通達を行ったが、今回も同様の指摘があったことは大きな問題として受け止めている。</p> <p>施設を監督する各所管部に対して、適切な事務処理の執行に努めるよう周知徹底するため改めて依命通達を行う予定である。また、各所管部が指定管理者に対してモニタリングを行い、常に運営状況等を把握し、執行状況が適切であるか確認するよう求めていく。</p> <p>また、指定管理施設を担当する職員に対して、勉強会などを通じて、協定書や覚書、「墨田区指定管理者制度ガイドライン」等の制度への理解促進や知識の習得等のレベルアップを図っていく。</p>

る立場から同様の確認が必要となる。

過去の意見でも述べているが、他団体における監査結果を他山の石とし、決して他人事とは考えず、自らを振り返り、自らの仕事が適切に行われているか、常に意識していくことが望まれる。

また、今回の監査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を鑑み、規模を縮小しての実施としたところである。その中でも、実地監査において、それぞれの団体が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に尽力されている様子を垣間見ることができた。未だ、事態の収束が見通せないところでもあり、引き続き区民の安全・安心の確保に努められたい。